

平成 26 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第1日）

12月15日（月曜日）午前10時00分 開 会
午前11時00分 散 会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
日程第 5 議案第330号 赤平市国民健康
保険条例の一部改正について
日程第 6 議案第331号 赤平市特定教育
・保育施設及び特定地域型保育事
業の運営に関する基準を定める条
例の制定について
日程第 7 議案第332号 赤平市家庭的保
育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について
日程第 8 議案第333号 赤平市放課後児
童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の制定に
ついて
日程第 9 議案第334号 赤平市道路占用
料徴収条例の一部改正について

例の制定について

- 日程第 7 議案第332号 赤平市家庭的保
育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について
日程第 8 議案第333号 赤平市放課後児
童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の制定に
ついて
日程第 9 議案第334号 赤平市道路占用
料徴収条例の一部改正について

○出席議員 9名

- 1番 向井義擴君
2番 太田常美君
3番 植村真美君
4番 竹村恵一君
5番 若山武信君
6番 五十嵐美知君
7番 菊島好孝君
8番 北市勲君
9番 獅畑輝明君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
日程第 5 議案第330号 赤平市国民健康
保険条例の一部改正について
日程第 6 議案第331号 赤平市特定教育
・保育施設及び特定地域型保育事
業の運営に関する基準を定める条

○欠席議員 0名

○欠 員 1名

10番

○説 明 員

- 市 長 高尾弘明君
教育委員会委員長 山田和裕君
監 査 委 員 小椋克己君

選挙管理委員会 委員長	壽崎光吉君
農業委員会会長	田村元一君
副市長	浅水忠男君
総務課長	町田秀一君
企画財政課長	伊藤寿雄君
税務課長	下村信磁君
市民生活課長	野呂道洋君
社会福祉課長	永川郁郎君
介護健康推進課長	斉藤幸英君
商工労政観光課長	伊藤嘉悦君
農政課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者 市立赤平総合病院 事務局長	片山敬康君 實吉俊介君
教育委員会 教育長	多田豊君
学校教育	
” 課長	相原弘幸君
” 社会教育 課長	蒲原英二君
監査事務局長	大橋一君
選挙管理委員会 事務局長	井波雅彦君
農業委員会 事務局長	菊島美時君

○本会議事務従事者

議会議務局長	栗山滋之君
” 総務議事 担当主幹	野呂律子君
” 総務議事 係長	伊藤彰浩君

(午前10時00分 開 会)

○議長(若山武信君) これより、平成26年赤平市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番太田議員、4番竹村議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から18日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの4日間と決定いたしました。

○議長(若山武信君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は13件であります。

閉会中受理した陳情は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成26年第3回定例会以降平成26年12月14日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は

全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告を申し上げます。

初めに、全国及び北海道市長会の動向につきまして申し上げます。10月16日に平成26年秋季北海道市長会定期総会が稚内市で開催され、基礎自治体への権限移譲や義務づけ、枠づけの廃止、縮小及び条例制定権の拡大など、さらなる見直しを図ること、地方税について地方の減収となる法人実効税率の引き下げについて代替財源を確実に確保すること、平成27年度予算編成に向けて、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること、さらに社会保障制度については引き続き国と地方の協議の場等において真摯な協議を行い、地方の意見を反映すること、また医療介護総合確保推進法に基づく基金について、地域医療及び介護サービスの提供体制等に有効活用されるよう市町村等の意見を十分に聞くことや春季に引き続き環太平洋連携協定について地域経済、とりわけ農業に及ぼす影響を十分考慮し、食の安全、自給率の向上など、本道農業、農村の振興に支障が生じぬよう万全な対応を行うこと、地球環境の保全と国民の安全確保を前提としたエネルギー政策の確立を求めるとともに、福島第一原発の原因究明がなされない中で再開された大間原発建設工事の中止を求めることなどを盛り込んだ地方行財政、社会保障制度改革、環太平洋連携協定、エネルギー政策と原子力発電所に関する決議が採択されたところであります。また、全国市長会理事評議員合同会議におきましても、人口減少対策等に関する総合的ビジョンの作成、東京圏一極集中の是正、子供医療費無料化など子育て世帯の経済的負担の軽減等に積極的に取り組まれるよう地方創生の実現に向けた決議

を採択し、11月13日に国会議員並びに関係省庁に対して要望を行ってきたところであります。

次に、過疎地域の振興に関する中央要請について申し上げます。11月14日に全国過疎地域自立促進連盟北海道支部において、平成27年度過疎対策関係政府予算施策に関する要望として地方の創生と人口減少の克服、過疎市町村の財政基盤の確立、住民が安心、安全に暮らせる生活基盤の確立などに関する要請を道内選出国会議員に行ってきたところであります。

次に、防災活動につきまして申し上げます。当市で災害等が発生した場合、相互に連携し、迅速かつ円滑な災害応急対策で市民の安全を確保するため、また市内に居住する自衛隊員が災害等に派遣される際に派遣隊員が任務に専念できるよう、可能な範囲で市が留守家族を支援するため、9月18日に陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊及び陸上自衛隊滝川駐屯地と大規模災害時等の連携に関する協定及び大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定を新たに締結いたしました。また、11月4日には、自衛隊滝川駐屯地におきまして滝川市、芦別市、赤平市の3市合同で3市の防災担当者、広域消防、警察、自衛隊等関係団体が参加し、初の広域圏災害対処図上訓練が行われ、局地的豪雨を想定いたしまして、さまざまな対処を意見交換しながら実施してきたところであります。今後におきましても相互の連携をより一層深め、災害に強い安全で安心なまちづくりに向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、平成26年度赤平市表彰式について申し上げます。11月3日、文化の日に、ご来賓多数の出席を賜り、交流センターみらいで挙行いたしました。功労表彰につきましては1氏、功績表彰で2氏、善行表彰に1団体、さらに勤続表彰につきましては15年勤続の7名の方々にそれぞれ市民を代表し、敬意と感謝の意を表したところであります。表彰を受けた方々は、これまで市勢の振興と発展のため、それぞれの分野で多大なご貢献を賜ったところであ

りますが、今後におきましても健康にご留意され、なお一層市勢発展のためお力添えとご指導をお願い申し上げます。

次に、秋季住民懇談会の開催について申し上げます。本年度の秋の住民懇談会につきましては、10月15日から30日にかけて市内14会場で実施いたしました。参加者数につきましては、ここ数年の懇談会と比べ若干上回る144名の参加者となりましたが、今後も多くの市民の皆様に参加していただけるよう努めてまいります。なお、今回の住民懇談会では、4月以降の情勢報告をさせていただき、その後平成27年度予算に係る町内要望や市民の皆様が日ごろ感じている市政やまちづくりに対するご意見等をお聞かせいただいたところであります。特に冬を迎える時期でもあり、除雪の問題を初め、人口減少対策に関する多くのご意見をいただき、今後の行政運営の参考としていく所存であります。また、懇談会の内容につきましては全職員に周知しており、今後新年度予算編成作業過程等の中で検討を進めてまいります。

次に、市制施行60周年記念事業について申し上げます。昭和29年7月1日の市制施行以来本年で60周年を迎えるに当たり、10月8日、交流センターみらいにおきまして、北海道空知総合振興局長を初め、市内外から多数のご来賓のご臨席を賜り、また赤平高校の生徒をスタッフに迎え、赤平中学校、赤平中央中学校の生徒による合唱などで花を添え、厳粛のうちにも盛大に記念式典を挙行了したところであります。この式典におきましては、節目の60周年を祝うとともに、新しいまちづくりを目指しての決意を新たにしたところであります。なお、記念事業といたしまして、4月のらんフェスタAKABIRAの特別講演会を皮切りに、花火大会を初め、フットサル教室など、子供たちの育成事業、音楽鑑賞、9月にはTANtanまつりを、10月には産業フェスティバル、地域医療を担う青少年育成事業を実施し、11月11日にはまちづくり講演会を開催し、ジャーナリストの福島敦子氏にご講演をいただき、全ての記念

事業を終了いたしました。

次に、市内施設見学会について申し上げます。市民の皆様にもものづくりのまち赤平として優秀な技術を持つ企業への理解を深めるため、11月14日に施設見学会を実施し、18名の市民の方にご参加をいただきました。本年度は、冷凍食品の製造販売を行っている株式会社北海道加ト吉、その後革製品の製造販売を行っている株式会社いたがきへ行き、2社による見学、説明を受け、それぞれの技術力の高さを実感し、まちを再認識する貴重な機会となったところであります。

次に、第5回赤平産業フェスティバルについて申し上げます。赤平市の産業振興を図るため、農業、商業、工業の3者が連携し、地元の食料品や生産品、製造品、地場産品とものづくりのまち赤平を広く市民の皆様や近隣の方々にPRし、直接販売することにより、地元産品となる農産品、加工品の発掘、生産の向上や流通ルートの拡大を図ることを目的に第5回赤平産業フェスティバルを10月11日に赤平駅前広場並びに交流センターみらいにおいて開催いたしました。「いいものいっぱい」のテーマのもと、餅まき、御飯の食べ比べ、きたくりんのPR米の配布、地域用水パネル展などのほか、初企画として若手農業者で組織されるYネットメンバーによる赤いトラクターの綱引きや市内企業の若手従業員で構成されている人材育成事業のメンバーによる企業PRを含めたクイズやゲーム大会などを実施、多くの市民や観客に楽しんでいただきました。また、市制施行60周年を記念して赤平ものまねショーを開催し、さらに食のイベントとして赤平ごちマルシェを実施し、市内飲食業者6店が赤平産米を使った新メニューを統一販売し、イベント後に4店舗がお店のメニューとして取り扱っていただいております。おかげさまで4,500人の来場者があり、開催に当たりご尽力いただきました関係諸団体、協賛、ご協力いただきました各企業、団体に加え、応援いただきました皆様に深く感謝申し上げます。今後は、さらに市民の皆様にも喜んでいただけるよう、また赤平の地場産

品を広くPRして赤平の魅力を発信できるイベントを目指してまいります。

次に、平成26年度東京赤平会総会について申し上げます。主に首都圏在住の赤平出身者並びに赤平にゆかりのある方々で組織しております東京赤平会の平成26年度総会及び交流会が12月6日、東京都で開催され、61名の方々が参加されました。総会では板山会長から赤平市の特産品セットのご紹介をいただき、赤平市の応援とともに東京赤平会の発展と活性化につなげたいこと、また抽せん会に商品をご提供いただいた地元企業に対しまして感謝の意を申し述べられておりました。また、市長からは会員の皆様から寄せられたガンバレ応援寄附金のお礼に加え、市制施行60周年を迎えた赤平市の近況をご報告し、人口は少なくなってもふるさと赤平はしっかりと頑張っていくこととお話しさせていただきました。総会終了後には交流会が行われ、赤平産米を試食いただき、また市内企業からの多大なご協力を得て行いました大抽せん会は、会員の皆様に大変好評をいただき、昔話に花を咲かせていたところでございます。

次に、第47回赤平市社会福祉大会について申し上げます。11月15日、交流センターみらいにおきまして、誰もが安心して健康に暮らせる福祉社会づくりを目指して、福祉関係者や町内会など市民約100名の方が参加し、福祉大会を開催いたしました。初めに、福祉関係に貢献した方9名に市長感謝状、続いて社会福祉協議会会長から表彰状と感謝状を贈呈いたしました。その後引き続き、札幌・石川法律事務所弁護士石川和弘氏により「個人情報保護と町内会活動について」と題したご講演をいただき、大会を終了いたしました。

次に、第47回赤平市金婚式について申し上げます。10月21日、交流センターみらいにおいて、市及び社会福祉協議会の共催により第47回金婚式を開催したところであります。結婚50年、人生の起伏をご夫婦で乗り越えられ、円満な家庭生活を営み、社会に多くの功績を残されたご夫婦に対しまして長年のご労苦をねぎらうとともに、今後ますますのご健勝を祈

念いたしまして、該当者33組のうち当日は17組のご夫妻に出席をいただき、金婚の章を贈呈したところでございます。

次に、交通安全運動について申し上げます。9月21日から30日までの10日間にわたり秋の全国交通安全運動が展開され、早朝の街頭啓発には延べ1,300名以上の市民の方々にご協力をいただき、交通安全運動を展開いたしました。恒例になりました園児、児童を対象にした交通安全ポスター展を9月19日から30日まで交流センターみらいにて開催し、9月26日に各交通安全関係団体の協力のもと表彰式を行い、多くの市民に対し交通安全意識の高揚が図られたところであります。11月30日現在の赤平市における人身交通事故件数は12件、負傷者数は18名で、昨年より若干増加しております。死亡交通事故はことし発生しておりませんが、これから本格的な冬を迎え、降雪等により路面状態が著しく変化し、スリップ等を原因とする冬型事故の発生が懸念されることから、交通安全関係団体と連携を図りながら、事故による犠牲者を出さないためにも市民の皆様とともに交通事故の防止に取り組んでまいります。また、年末年始にかけて飲食の機会もふえることから、飲酒運転の撲滅に向け、飲食業界とも連携を図り、飲酒運転の撲滅に努めてまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育について申し上げます。現在進めております中学校統合についてであります。統合準備委員会を設立して、統合に係る諸課題の検討、調整を行うとともに、統合準備委員会だよりによりその周知を図っているところですが、現在は統合中

学校の校舎新築に伴う基本構想について協議を行っております。学校建築のあり方や方向性の整理について検討を行い、施設整備基本構想案の作成に向けて準備を進めてまいります。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてであります。本市の調査の結果については、改善の傾向はあるものの、依然として憂慮すべき状況であり、赤平市学力向上委員会を組織して、その結果分析をもとに学力向上プランを作成し、市広報や学校だよりにより市民の皆様には現状をお知らせしたことは前定例会でもご報告したところであります。そこで、北海道教育委員会による本調査の市町村別公表についてですが、これは本年度から文科省の実施要領が変更となったことで、市町村教育委員会の同意があれば、道教委として本調査の市町村別の結果を公表できるようになったことによります。本市でも道教委から結果公表について打診がありましたが、赤平市教委としては本市の結果を全道に公表することに同意はいたしませんでした。これは、本調査がもともと子供の学習活動の一部をはかるものであり、学力の全てをあらわすものではないことを前提にし、序列化と無用な競争を助長することを懸念し、その実施要領で市町村別の結果は公表しないのもとに始まった調査であることから、本市の子供たちの状況を全道に公表することはその趣旨に反するとともに、本市の学力向上にとって必ずしも有益なことではないと判断し、同意はしないとしたところであります。しかしながら、市教委としては赤平市民に対する説明責任があることと学力の問題は学校ばかりではなく、家庭、そして地域全体で育むものとの観点から、全市的な協力を求めることが大事であると考え、市教委独自で公表することとして、8月に続き、この12月広報の折り込みチラシでもその状況を公表し、市民の皆様にご理解をお願いしたところであります。また、公表の方法については点数偏重への懸念もあることから、数値での公表はせず、文言による公表とさせていただきます、広報チラシのほか、市ホームページにも掲載いたしました。今後とも本市の子供たちの学力

の向上にご理解とご協力をくださいますようお願いいたします。

なお、全国体力・運動能力、運動習慣等調査については、本年度も小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆調査として行われ、実施した調査資料を文科省に報告いたしました。なお、赤平市の体力向上対策としては、全ての小学校で新体力テストに取り組み、2学期中までに一部低学年を除き全学年で実施いたしました。

次に、小学校の学芸会、学習発表会についてであります。市内3つの小学校で10月5日、12日、19日とそれぞれに行われました。例年同様朝早くから入場を待つ保護者、家族が会場入り口に並ぶという関心の高さでしたが、どの小学校でも児童たちの練習を積み重ねた成果がうかがえる発表であったことは言うまでもありません。特にことし3校が統合した茂尻小学校では、茂尻、住友、平岸の児童たちが学級や学校全体の仲間づくりと思いやる気持ちを生かして仲よく、そしてにぎやかに一生懸命取り組んだ発表に大勢の保護者、家族から温かい声援を受けておりました。関連して交流センターみらいで行われた市民総合文化祭では、展示部門で小中学校の児童生徒の作品が参加したほか、芸能部門では赤平中学校吹奏楽部と赤平中央中学校合唱部の発表があり、日ごろの学校教育活動の一端を市民の前に披露いたしました。また、11月16日には赤平幼稚園の発表会がありましたが、現在73名の幼稚園児と11名の教職員によるこの間の幼稚園教育の集大成としての発表会でありました。両親、祖父母など、大勢の家族が訪れ、終始和やかな発表会でありました。

次に、地域医療を担う青少年育成事業についてであります。本事業は、市制施行60周年記念事業の一つとして将来の医療従事者の育成を目的に北海道、北海道教育委員会、北海道医師会と赤平市、赤平市教育委員会が共催し、市立赤平総合病院のご協力のもと、市内2つの中学校の1年生83名を対象として10月29日、交流センターみらいで開催されました。北海道医師会長の「夢を育てよう」と題した講演に

続き、内視鏡や腹腔鏡、その他医療器具を操作しての医療体験学習を行いました。質疑応答では活発な質問があり、予定時間を超えての大変実りある事業となりました。また、同日、一般市民を対象とした講演会も開催され、131名の市民の参加がありました。

次に、赤平高校についてであります。地元唯一の高校として市民挙げての存続の願いもかなわず、来年3月で閉校となる北海道立赤平高校の閉校記念式典及び関係行事が11月1日、歴任教職員を含め、大勢の来賓や卒業生の出席のもと行われました。本市から高校がなくなることは大変寂しいことではありますが、今後市内中学校卒業生の高校進学に対しましては、両中学校保護者など関係者と連携を密にして適切な進路指導に努めてまいります。

次に、給食センター関係であります。市内米の減農薬栽培に取り組んでいる生産者組織であるベストライス赤平様から、昨年に続きことしも本市対しまして新品種きたくりんの新米1トンの寄贈がありました。給食センターにも配付を受けましたので、12月の給食だよりにおいて使用する日をお知らせし、子供たちに赤平の安全、安心なお米を食べてもらいます。また、JAたきかわ女性部赤平支部様からも赤平産のみその寄贈がありましたので、お米同様給食だよりでお知らせの上、大切に使用させていただきます。

次に、社会教育関係について申し上げます。まず、市民総合文化祭ですが、10月25日、26日の両日、交流センターみらいを会場に文化協会加盟の団体、サークル、一般市民など延べ250名の方々が展示、芸能に参加したほか、市内小中学校の児童生徒の参加もあり、ことしもまた鑑賞に訪れた大勢の関係者、市民でにぎわいました。11月8日には、赤平市内の子供たちが一堂に集い、毎年開催しております第28回あかびら子どもまつりが総合体育館で行われました。この子どもまつりは、北海道教育の日協賛事業及び赤い羽根共同募金支援事業でもあり、今年度は子ども交流事業といたしまして芦別市青少年育成連

絡協議会からも参加をいただき、市外の子供たちとの交流も行われました。工夫を凝らした遊びの場であるなかよし共和国に子供280名、大人150名が参加し、大人も子供も一緒になり、終日楽しい歓声が響いておりました。また、11月22日、赤平市PTA連合会研究大会が交流センターみらいで行われ、子育てに資するコーチングのための講演とグループワークが行われ、子供たちへのかかわりについて理解を深めました。

次に、東公民館関係について申し上げます。健康事業といたしまして、高齢者でも行えるゆる体操講座を10月に3日間開催しました。また、中期講座といたしましてヘルシーアラカルトを10月に3回行い、健康体操や料理を楽しみました。同じく中期講座といたしましてソーパークーピング講座を11月に2回行いました。

次に、社会体育関係について申し上げます。まず、市民プールは、9月30日までに122日間開設いたしました。利用者数は、昨年より延べ人数で1,205名少ない延べ8,509名の利用者数となりました。10月5日には、第16回市長杯争奪ミニバレーボール大会を総合体育館で開催し、5チーム34名の参加がありました。10月13日には、北翔大学連携事業といたしまして初めてのスマイルウォーキングを実施いたしております。赤平公園を会場として、公園内のミニウォークラリーと公園をスタートして3キロと6キロコースのウォーキングを行うとともに、ゴール後に行ったお宝抽せん会では大いに盛り上がりました。参加者につきましては大人、子供合わせて64名で、北翔大学からは先生と学生32名の指導と協力をいただいております。また、11月9日にふれあいホールで第15回赤平軽スポーツ大会が行われ、スポーツ吹き矢を行いました。

次に、図書館について申し上げます。10月11日、今年度で4回目となります古本フェスタを今回は読書週間のPRも兼ねて赤平産業フェスティバルの開催にあわせ交流センターみらいで行い、図書館で除籍となった図書等、約1,200冊を無償で提供いたしま

した。

次に、今回で34回目となります読書感想文コンクールを行いました。小学生から高校生まで計47点の応募をいただき、審査の結果26点の優秀作品が選ばれました。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げます。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 日程第5 議案第330号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第330号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

出産育児一時金の加算額を含めた額は42万円を維持いたしまして、産科医療補償制度における掛金の額を見直し、出産育児一時金を39万円から40万4,000円に引き上げることといたしました健康保険法施行例等の一部を改正する政令が今般公布されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正内容につきましては参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第6条につきましては、出産育児一時金について定めてございますが、今般の見直しによりまして39万円を40万4,000円に、加算額につきましては3万円を1万6,000円に改めることから、それぞれ字句を改めるものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は平成27年1月1日から施行するものとして施行期日を定めまして、附則第2項につきましては適用区分を定めたものでございます。

以上ご提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第330号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第330号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第330号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（若山武信君） 日程第6 議案第331号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第331号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明を申し上げます。

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を目的といたしまして、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子

どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のいわゆる子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立いたしました。子ども・子育て支援法第34条及び第46条により、公費の給付対象となる特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営につきましては、本年4月30日に内閣府令として公布されております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を踏まえまして市町村の条例で基準を定めることとされましたことから、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

第1章は、総則でございますが、3条で構成し、条例の趣旨や用語の意義などを定めてございます。

第2章は、保育所、幼稚園、認定こども園を言います特定教育、保育施設の運営に関する基準について規定してございますが、第4条から第36条までの33条で構成しておりまして、特定教育、保育施設に係る利用定員に関する基準や特定教育、保育の提供の開始に際しての内容及び手続の説明及び同意等、運営に関する基準、特別利用保育または特別教育を提供する場合に係る特例施設型給付に関する基準につきまして定めてございます。

第3章は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を言います特定地域型保育事業の運営に関する基準について規定してございますが、第37条から第52条までの16条で構成いたしまして、特定地域型保育事業に係る事業ごとの利用定員に関する基準や特定地域型保育の提供開始に際しての内容及び手続の説明及び同意など、運営に関する基準、特例地域型保育給付に関する基準につきまして定めてございます。

第4章は、補則につきまして規定してございますが、第53条の1条で構成いたしまして、この条例に定めるもののほか、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関し必要な事項

は市長が別に定めるものとして、委任の規定となっております。

附則第1条といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日から施行するとして施行期日を定めたものでありまして、附則第2条は特定保育所に関する特例を、附則第3条は施設型給付費等に関する経過措置を、附則第4条は利用定員に関する経過措置を、附則第5条は連携施設に関する経過措置をそれぞれ規定したものでございます。

以上ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第331号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第7 議案第332号赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第332号赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりまして児童福祉法が一部改正され、改正後の児童福祉法第34条の16におきまして、家庭的保育事業等に従事する者及びその員数など家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準につきましては、本年4月30日に厚生労働省令として公布されております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を踏まえまして、市町村の条例で定める

こととされましたことから、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

第1章は、総則でございますが、第1条から第21条までの21条で構成しておりまして、条例の趣旨や用語の意義、最低基準の目的、家庭的保育事業等を行う者の義務などを定めたものでございます。

第2章は、家庭的保育事業について規定してございますが、第22条から第26条までの5条で構成しておりまして、家庭的保育事業の設備の基準、職員、保育時間、保育の内容、保護者との連絡につきまして定めてございます。

第3章は、小規模保育事業について規定いたしまして、第27条から第36条までの10条で構成しておりますが、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型と区分し、小規模保育事業A型につきましては、設備の基準、職員について定めまして、保育時間、保育の内容、保護者との連絡につきましては家庭的保育事業の規定を準用するとしたものでございます。小規模保育事業B型につきましては、職員について定めまして、保育時間、保育の内容、保護者との連絡につきましては家庭的保育事業の規定を、設備の基準は小規模保育事業A型の規定を準用するとしたものでございます。また、小規模保育事業C型につきましては、設備の基準、職員、利用定員につきまして定めておりますが、保育時間、保育の内容、保護者との連絡につきましては家庭的保育事業の規定を準用するとしたものでございます。

第4章は、居宅訪問型保育事業について規定してございますが、第37条から第41条までの5条で構成しておりまして、居宅訪問型保育事業で提供いたします保育、設備及び備品、職員、居宅訪問型保育連携施設につきまして定めてございますが、保育時間、保育の内容、保護者との連絡につきましては家庭的保育事業の規定を準用するとしたものでございます。

第5章は、事業所内保育事業について規定してございますが、第42条から第48条までの7条で構成しております。利用定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業所や利用定員が19人以下の小規模型事業所内保育事業所について定めてございまして、利用定員の設定のほか、利用定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業所につきましては、設備の基準、職員、連携施設に関する特例につきまして定めており、保育時間、保育の内容、保護者との連絡については家庭的保育事業の規定を準用するとしております。利用定員が19人以下の小規模型事業所内保育事業所につきましては、職員について定めてございまして、保育時間、保育の内容、保護者との連絡につきましては家庭的保育事業の規定を、設備の基準につきましては小規模保育事業A型の規定を準用するとしております。

第6章は、補則につきまして規定してございますが、第49条の1条で構成しておりますが、この条例に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は市長が別に定めるものとして、委任の規定となっております。

附則でございまして、附則第1項といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するとして施行期日を定めたものでございまして、附則第2項から第5項までは食事の提供など経過措置をそれぞれ規定したものでございます。

以上ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第332号については、行政常任委員会に付託をいたします。

○議長（若山武信君） 日程第8 議案第333号赤平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第333号赤平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

さきの議案同様、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりまして児童福祉法が一部改正されまして、改正後の児童福祉法第34条の8の2により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきましては、本年4月30日に厚生労働省令として公布されております放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を踏まえまして市町村の条例で定めることとされましたことから、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、本条例の趣旨について規定したものでございます。

第2条につきましては、放課後児童健全育成事業等、用語の意義を定めたものでございます。

第3条につきましては、最低基準の目的等について規定したものでございます。

第4条につきましては、最低基準と放課後児童健全育成事業者について規定したものでございます。

第5条につきましては、放課後児童健全育成事業の一般原則について規定したものでございます。

第6条は、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策について規定したものでございます。

第7条につきましては、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件につきまして規定したもので

ございます。

第8条につきましては、放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等について規定したものでございます。

第9条につきましては、放課後児童健全育成事業所の設備の基準について規定したものでございます。

第10条につきましては、放課後児童支援員及び補助員につきまして規定したものでございます。

第11条につきましては、利用者を平等に取り扱う原則について規定したものでございます。

第12条につきましては、放課後児童健全育成事業者の職員の虐待等の禁止について規定したものでございます。

第13条につきましては、放課後児童健全育成事業所の衛生管理等について規定したものでございます。

第14条につきましては、放課後児童健全育成事業所ごとに定める運営規程について規定したものでございます。

第15条につきましては、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿について規定したものでございます。

第16条は、放課後児童健全育成事業者の職員の秘密保持等について規定したものでございます。

第17条につきましては、利用者またはその保護者等からの苦情への対応につきまして規定したものでございます。

第18条につきましては、放課後児童健全育成事業所の開所時間及び日数について規定したものでございます。

第19条につきましては、利用者の保護者との連絡につきまして規定したものでございます。

第20条につきましては、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等、関係機関との連携につきまして規定したものでございます。

第21条につきましては、事故発生時の対応につきまして規定したものでございます。

第22条につきましては、この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は市長が別に定めるとした委任の規定でございます。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものとして施行期日を規定いたしまして、附則第2項につきましては経過措置を規定したものでございます。

以上ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第333号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第9 議案第334号赤平市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第334号赤平市道路占用料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本条例は、道路法第39条第2項の規定に基づきまして、赤平市が管理する道路の占用料金及び徴収方法について定めるため昭和31年に制定し、その後数回にわたって改正してきたところでありますが、今般固定資産税評価額の評価がえ等を踏まえた額の見直し等から、道路法施行令及び北海道道路占用料徴収条例の一部が改正されまして、それぞれ平成26年4月1日に施行されておりますが、当市におきまし

でも占用の実態及び経済情勢の動向や道路管理者間の均衡を勘案し、国、道に準じまして改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表には道路法第39条第1項の規定に基づき徴収する占用料の額を定めているところでございますが、法第32条第1項第1号に掲げる工作物のうち、第1種電柱、1年につき1本630円を310円とするなど、法第32条第1項第1号に掲げる工作物から政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料まで占用料を記載のとおり改定すること等から、別表を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第334号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第334号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第334号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（若山武信君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす16日、1日休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、あす16日、1日休会することに決しました。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時00分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)